（別紙２）

事故の表示

１　発生日時　平成24年１月24日午後10時50分ころ

２　発生場所　北海道函館市大森海岸沖　北緯41度42.8分　東経140度46.1分付近の海域

３　事故の概要　別紙１記載の汽船りゅうえい（以下､「本船」という。)は、北海道苫小牧港において積載貨物の揚げ荷役を終え船籍港である北海道函館港に回航中、上記２記載の事故発生場所において、本船の右舷錨鎖が全量繰り出され、錨が落ち込んでいることに気がつかず、本船の右舷錨鎖及び錨を海底で引きずりながら進行したため、電源開発株式会社の所有に係る、北海道・本州間電力連系設備の一つとして、北海道函館市古川付近から青森県下北郡佐井町付近まで津軽海峡を縦断する状態で全長約43キロメートルに渡って施設されていた海底ケーブル（以下､「本件ケーブル」という。)を横断した際、本件ケーブルが錨に引っかかり絡まった。

４　事故後の状況

上記３記載の事故により、本件ケーブルに損傷を与え、北海道・本州間電力連系設備の容量が60万キロワットから約30万キロワットに減少した。

（別紙３）

申立人及び知れている受益債務者の氏名又は名称並びにこれらの者と事故に係る船舶との関係

申　立　人　北海道海運株式会社
（本船所有者）

受益債務者　長谷川悦夫（別紙２記載の事故当時の本船の船長）

受益債務者　眞下　浩平（別紙２記載の事故当時の本船の一等航海士）

受益債務者　飯島　義幸（別紙２記載の事故当時の本船の二等航海士）

受益債務者　町屋　栄一（別紙２記載の事故当時の本船の三等航海士）

函館地方裁判所民事部

再生計画認可

平成２３年（再）第２号

北九州市小倉北区黒原３丁目15番４号

再生債務者　株式会社ＢＤ

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成24年５月９日の債権者集会で可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成24年５月９日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

再生手続終結

平成２０年（再）第１５号

千葉県旭市琴田3278番地

再生債務者　髙安　太一

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画認可決定確定後３年経過

平成24年５月10日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（再）第１６号

千葉県旭市琴田3278番地

再生債務者　髙安　法子

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画認可決定確定後３年経過

平成24年５月10日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（再）第１９号

千葉市美浜区新港222番地12

再生債務者　有限会社白鷺運輸

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画認可決定確定後３年経過

平成24年５月10日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（再）第２０号

千葉市稲毛区天台５丁目28番４号

再生債務者　緒方　士郎

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画認可決定確定後３年経過

平成24年５月10日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（再）第２１号

千葉市稲毛区天台５丁目28番４号

再生債務者　緒方　通代

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画認可決定確定後３年経過

平成24年５月10日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（再）第２２号

千葉県佐倉市藤治台32番地11

再生債務者　緒方　慎司

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画認可決定確定後３年経過

平成24年５月10日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（再）第１号

金沢市湊２丁目152番地２

再生債務者　大原工業株式会社

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　本件再生手続を終結する。

平成24年５月10日　　金沢地方裁判所民事部

平成２２年（再）第４号

石川県白山市三宮町１番地

再生債務者　中川　石雄

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　本件再生手続を終結する。

平成24年５月10日　　金沢地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第７７号

愛知県長久手市富士浦501番地　グローリアス長久手第２・802号

再生債務者　大﨑　辰明

１　決定年月日時　平成24年５月10日午後３時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年５月31日まで

４　一般異議申述期間　平成24年６月７日から平成24年６月14日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第４９号

さいたま市南区四谷１丁目７番10号

再生債務者　越田　　裕

１　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年６月１日まで

４　一般異議申述期間　平成24年６月15日から平成24年６月22日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第５１号

埼玉県川口市長蔵１丁目26番11号

再生債務者　西野　　喬

１　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年６月１日まで

４　一般異議申述期間　平成24年６月15日から平成24年６月22日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第５２号

埼玉県加須市花崎３丁目27番地13

再生債務者　手塚　憲二

１　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年６月１日まで

４　一般異議申述期間　平成24年６月15日から平成24年６月22日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第５６号

埼玉県川口市大字安行領根岸1825番地の35

再生債務者　秦野　洋右

１　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年６月１日まで

４　一般異議申述期間　平成24年６月15日から平成24年６月22日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第６７号

埼玉県久喜市南２丁目６番25号

再生債務者　篠原　信宏

１　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年６月１日まで

４　一般異議申述期間　平成24年６月15日から平成24年６月22日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第１７号

埼玉県越谷市東越谷９丁目33番地２

再生債務者　今野　利明

１　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年６月１日まで

４　一般異議申述期間　平成24年６月15日から平成24年６月22日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係